

平成26年度第4回天童市教育委員会協議会について（報告）

日 時 平成26年10月6日（火） 午前10時
場 所 教育委員会 第一会議室

< 協 議 >

アンケート等の開示について

協議経過

委員長：ご遺族との話し合いで要望のありましたアンケート等の開示について、9月30日にその取扱いの方向性について確認しておりましたが、委員の皆さんからご意見をいただけて回答したいと思います。最初に私から申し上げます。例えば、情報提供について、個人情報の取扱いやこれまでの要望への回答について確認したいと思います。

教育長：調査検証前の資料であるため、その資料については、断片的であり、噂とか憶測を含むものであるため、そのまま提供することできないという方針できています。

先日の話し合いでは、法28条にある情報を適切に提供するということについては、あくまでも第三者調査委員会を設置して調査した場合に、情報を適切に提供することであると考えていますと申し上げました。調査検証の前の資料をこのまま提供するのは、法には定められていないことであると考えています。

委員長：アンケートを取るにあたって、事前に保護者や生徒の理解を得ておくことなどもあったように思うがいかがですか。

教育長：生徒や保護者から合意を得たものではないと認識しています。やはり、事前に説明を行ってアンケート調査を行うべきであったと思います。少なくともこれまで、どのようなアンケートの扱いになるかについては、十分に行き届いていなかったと思います。事後であってもご理解をいただくよう配慮していかなければならないと思います。

このまま勝手に外部に提供することになると、生徒や保護者に同意を取っていないので異論が出てくることは十分に考えられます。

今後は、このように使うことがありますのでご理解をくださいと、生徒や保護者に説明する必要があります。

委 員：第三者調査委員会にすべての資料を提供することは分かりますが、ご遺族へどの時点でどのようなものを提供するか、生徒や保護者への配慮も含めて考える必要があるのではないですか。

委 員：アンケートを取るにあたっては、どの程度まで開示できるのか、回答する側の意見等を聞きながら進めないといけないと思います。最初のアンケートに関しては、そうした説明もなく、その時の状況

の調査であって、もしそれを使うのであれば、先ほど話が出たように生徒や保護者に対して提供する旨を説明する必要があると思います。

委員長：今にして思えば、こういうところが不足していたと挙げられるが、当時、直後のあの場面では、学校として早く事実関係を、きちんとした背景を掌握したいという思いで取ったのではないか。その時に、生徒や保護者から同意を得ていなければならないということはあったにしても、意図的なものではなかったと思いますが。

委員：ご遺族の気持ちはよく分かりますが、このアンケートは今後の調査にとって非常に大切なもので、慎重に扱うべきものであると思います。今後、こうした混乱を避けるためにも、事前に保護者の方々からご理解をいただくことが必要だと思います。繊細な年頃の子どものためにも、開示をする時期・タイミングについては慎重にしないといけないと思います。

委員長：ご遺族には、第三者調査委員会にアンケートを提供するという含めて、出来るだけ早く生徒や保護者に説明し理解を得ることを申し上げました。ただ、外部の方の要請があった場合に、いつ開示できるかについては、今までの委員の皆さんのご意見では、今すぐということではなく、ある程度第三者調査委員会の調査が進み、全体が明らかになってからご遺族の要望にお応えするというということではないかと思ったのですが、いかがですか。

教育長：調査検証の前なので提供できないということでしたが、どういう形であれば提供できるのかということでも考えた場合、検証の後に適切に提供するというということではないかと思えます。出来ない、出来ないではなく、検証の後に適切に提供しますと伝える必要があると思います。生徒や保護者にも、今後アンケートなどの情報が第三者調査委員会ですわられるようなことがあることと、ご遺族にも提供することがあるということも説明しておく必要があると思います。先程、委員の話にもあったように、どういう配慮をするのかということについては、個人情報には十分配慮しながら進めていかなければならないと思います。個人情報に配慮しながら遺族にも提供していくことも、生徒や保護者にも説明していく必要があると思っています。

委員長：我々としては、情報を適切に提供していくということでもよろしいですね。ただし、いつ提供できるかですが、その前に生徒や保護者に対して説明をして理解を得ることをしなければいけません。そして、第三者調査委員会にアンケート等の情報を提供して検証していただくことになります。ご遺族には、その後個人情報に配慮しながら提供するということになると思いますが、いかがですか。

委員：検証後には、検証後のどの時点をいうのか難しいと思います。そ

れをどう考えるかです。少なくとも、検証していないことについては提供できませんが、検証後のどの時点で提供するのかを示した方がご遺族の理解が得られるのではないかと思います。

委員：検証の最後になるということではないでしょうか。

委員：会議内容は守秘義務が伴っているので、最後まで私たちにも開示されませんので、いつになるのかは難しいと思います。

委員：第三者調査委員会での調査の進み方で、検証して提示していい時期というものを示していただかないと、こちらからは言えないのではないですか。

教育長：私たちが知ることができるのは、調査結果が出てからになります。出ないうちは、私たちも知り得ないことになります。教育委員会及び学校が提供するとなっているので、調査結果が出てその説明と合わせて行うのが一つの方法ではないかと思います。

委員：第三者調査委員会からの途中経過は、一切知ることができないことになるのですか。

委員：ご遺族は中間報告をしてほしいと要望していたようですが、どういう内容で伝えるかは、第三者調査委員会が決めるのですか。

委員長：その件については、第三者調査委員会を開催するたびに遺族側に説明されることになっています。

委員：その中で、アンケートをどのように扱うかについては第三者調査委員会の判断ということですね。

委員長：第三者調査委員会から検証の結果をまとめたものが出ますので、ご遺族には、それが出た段階で速やかにご報告すると約束しています。先程話が出たように、その報告に合わせて、個人情報に配慮しながらアンケートについての要望に応じていくということになるのではないかと思います。いつの時期かとなると、検証後の報告と一緒にだと明示できると思うのですが、いかがですか。

委員：そこしかないのではないかと思います。こちらが知り得るのは調査結果が出た時であるので、その時に一緒に提供するというのではないかと思います。

委員：アンケートの使い方については、第三者調査委員会では分からないので、調査検証後でないと提供できないとするしか現時点では言えないのではないかと思います。

委員長：これまでのご意見等をまとめていいでしょうか。

アンケートについては、適切に情報提供していくこと。ただし、このアンケートについては、これから第三者調査委員会に提供するため、生徒や保護者に説明をして理解を得ていくこと。ご遺族への提供については、今すぐではなく、第三者調査委員会での検証が終わってからの提供となること。その時期については、調査結果を報告するときと一緒にアンケートについて提供していくこと。この

ようにまとめていかがですか。

委員：はい。

委員長：これまでの内容等については、整理して、回答書の作成をお願いします。

事務局：10月10日まで回答したいと思います。

委員長：事務局から何かございますか。

事務局：第三者調査委員会の人選状況についてご報告します。弁護士会については、10月2日山形県弁護士会に推薦依頼を行っております。

10月7日に仙台弁護士会、8日に日本弁護士連合会に赴き、説明と推薦依頼を行う予定です。学会については、教育学系・臨床心理士系・発達心理系から推薦をいただけるよう打診していますが、現在のところ推薦を依頼する段階に至っていません。現在の状況は以上です。

委員長：相手があることなので大変でしょうが、よろしくをお願いします。

委員の皆さんから何かありませんか。

無ければ、以上をもちまして、第4回天童市教育委員会協議会会議を終了します。